

成城大学経済研究所
研究報告 No. 16

J. S. ミルのリベラリズム批判

—社会再生における権威の必要性の認識—

立 川 潔

1998年3月

The Institute for Economic Studies
Seijo University

6-1-20, Seijo, Setagaya
Tokyo 157-8511, Japan



J. S. ミルのリベラリズム批判

—社会再生における権威の必要性の認識—

立 川 潔

- I 問題の所在
- II 「過渡期」としての現代認識と貴族支配体制批判
 - II-1 貴族支配体制と道徳的腐敗
 - II-2 権威再生の障害としての貴族支配体制
 - II-3 貴族支配体制批判におけるミル父子
- III リベラリズム批判と実践的折衷主義
 - III-1 リベラリズムによる道徳的腐敗の助長
 - III-2 レッセ・フェール批判と権威の物質的基礎の確保
 - III-3 「批判精神」への批判と実践的折衷主義
- IV ベンサム批判と功利主義の再構築
 - IV-1 ベンサムの倫理学批判
 - IV-2 ベンサムの統治論批判
- V 代議制民衆政についての真の理念と偽りの理念
 - V-1 衆愚政の危険
 - V-2 権威と真の代議制民衆政
- VI 結びに代えて

I. 問題の所在

1820年代後半から1830年代にかけてのイギリスは、教会と国家 (Church and State) の体制である名誉革命体制が工業化と都市化の進展と国教会の求心力の喪失によって根本的な動揺をきたし、統治機構改革の必要に迫られた時代であった。それまでフランスとの戦争によって引き延ばされてきた改革の流れは、1828年に審査法と地方自治体法を廃止し、29年にはカトリック教徒解放法を成立させることで、名実ともに教会と国家の分離を導くことになる¹⁾。国家

1) 産業革命期に国教会体制を基礎とする宗教的社会秩序が破綻したことが、1830年代の統治

の聖化の破綻は、統治階級と国教会の権威の衰退を加速することになった。またグレイ内閣が1831年3月1日に下院に提出した選挙法改正案は、トーリ派の抵抗にもかかわらず、総選挙の結果9月22日に109票の大差で下院を通過し上院にまわされた。しかし、上院は10月8日改革案を41票差で否決してしまう。民衆運動は、この否決によって急激に盛り上がり、ダービー、ノッティンガム、ブリストルでは暴動へと発展し、統治階級に革命前夜を予感させる事態へと発展した。

ところで、このような権威の衰退と国制の震撼の中で、ジョン・ステュアート・ミルは、ロンドンの討論協会で知り合ったコウルリッジアンの一人名であるジョン・スターリングに10月20日から23日付で長文の書簡を書き送っている。その中でミルは、上院における改革案否決が貴族も聖職者もともにその必要とされるべき機能を果たしえない存在であることを明らかにしたと述べるとともに、注目すべきことに他方で、古い腐敗した権威を批判するリベラリズムに対してより一層辛辣な批判を書き記している。

「リベラリズムは、あらゆる人を、自分自身の指導者に、主権者にすることを支持しますし、彼等に自分自身で考えさせ、自分自身にとって最良であると判断したまさにその通りに行動させ、他者が証拠によって説得することは自由にさせますが、権威 (authority) に屈服するのを禁じますし、さらに身体と財産の存在とかなりの安全が不可避免的に必要としている以上に他者が拘束することを許容しません。人間の本性について、また人間の幸福にとって何が必要であるかについて、さらに人間はどの程度の幸福と徳性を獲得しうるかについて、この体系が示す以上の無知を考えることは困難です。」(Mill [31] p. 84)

権威の拒否と私的判断の権利の行使を主張するリベラリズムに対して、ミルがこのような激しい批判を展開していることは、個人的自由の熱烈な擁護者としてのミルにスポットをあてる通説的な解釈からすれば戸惑いを覚えざるをえない事実であろう。実際、このような解釈に立脚する人々には、このリベラリズム批判をミルの思想形成上の一時的な逸脱として片づけようとする傾向があ

機構改革を導くとともに国家の世俗化という形で改革の内容をも規定していったことについては金子 [41] を参照。

るように思われる。

たとえば、L. C. テンによれば、このスターリング宛の書簡と「時代の精神」(1831年)が公表された頃の僅かな期間、ミルは、普通の人々を、真理の根拠を知ることのできない、陶冶された人々の権威に自発的に黙従すべき存在であると見做したために、討論の自由に積極的な意義を与えることができなかった。しかしその後のミルは、ベンサム派伝道時代と同様に、普通の人々も真理の根拠を知ることができると主張するに至り、その不可欠の条件として再び討論の自由を積極的に擁護するに至ったという (Ten [38] pp. 169–70)。ここでテンが強調するのは、逸脱は一時的であったこと、その一時期においてすら、ミルはけっして討論の自由を否定してはいなかったし、普通の人々に対して強制的黙従ではなく「自発的黙従」を望んでいたこと、したがって、ミルは一貫して、自分の生を自分のやり方で営むことを擁護し続けた「個人的自由の情熱的な闘士」であったということである (Ten [38] p. 173)。

しかし、はたしてテンの主張するように、この時期のミルのリベラリズム批判や、さらにその根拠となっている民衆観や権威の必要性についての認識は一時的な逸脱として取り扱われるほどの意味しかもっていないのであろうか²⁾。なるほど名著『自由論』は「個人は彼自身に対して、すなわち彼自身の肉体と精神とに対して、その主権者である」(Mill [29] p. 224, 訳25頁)ことを強調しているのだが、しかしそこでも「わが国の諸制度の一般的自由は、道徳教育としての真に効果ある拘束を果たすのに必要な統制力の行使を妨げている」(Mill [29] p. 299, 訳204頁)と言明しているように、ミルが自由至上主義的な傾向に対して批判を向けていることに十分注意が払われなければならない³⁾。

2) 関口 [44] も「時代の精神」で展開されている、知的エリートの精神的権威による社会安定の達成という議論は、「思想形成の過渡的段階にあったミルの思考の産物に他ならず、そしてそれ以上のものではなかった」(178–79頁)と述べておられる。小泉 [42] も同様の見解を示しておられる。

3) ミル思想の中核を個人的自由におく解釈は、ともすれば知的道徳的エリートによる民衆指導の不可避性を強調する側面を軽視しがちである。ミルは『自由論』においても民衆とエリートとの関係を次のように指摘している。「主権者である多数者が……自分達から、より高い天賦と教育を備えた一人または少数者の忠告と影響によって指導されるのでない限りは……その統治は……凡庸以上に出たことは一度もなかったし、また出ることができなかった。あらゆる賢明なあるいは高貴な事柄の創始は、個人から生まれざるをえないのであり、しかも一般には、最初は、ある一人の個人から生まれざるをえないのである。平均的人間の名誉と栄光とは、その創始についていけるということ、賢明なそして高貴な事柄に対して内面的

また、民衆の信従すべき権威の必要性が、成熟期のミルの社会思想にも保持され続けたことは、テンが成熟期の著作として『自由論』とともに挙げている『コントと実証主義』における主張を瞥見することでも確認できる。ミルは、社会再生についてのコントの思想には、「過去三世紀の消極的哲学」、すなわち「いわゆるリベラルなあるいは革命的な学派」が見落とした半真理が含まれているとして次のように述べている。

「疑いもなく、自分達に関わっている諸問題を特別に研究してきた人々の権威に信頼をおいて自らの大抵の意見を受け取るということは、人間の必然的な状態である。最も賢明な人々でさえ、自分達が完全には精通していない諸問題については、これと異なった準則に従って行動できるわけではない。いわんや大部分の人間は、あらゆる思想上ならびに行動上の重大な問題について、つねにこのような準則に従ってきたのであり、彼等はその根拠を知ることはないし、しばしば理解することさえできない意見に暗黙の信頼をおいて行動してきた。彼等は、自分達の自然な指導者の意見が一致しているかぎり、それらの意見を完全に信頼しているのであり、ただそれらの意見が分裂するようになり、彼等が判断しうるかぎり等しく有能である教師達が矛盾した意見を公言するに至った場合にのみ不安になり懐疑的になるのである。」（Mill [32] pp. 313-14, 訳102-04頁）

この言明からも明らかなように、成熟期のミルも、民衆は大抵の真理についてその根拠を知ることができず、それゆえ権威に暗黙の信頼をおいて行動することが「人間の必然的な状態」であるとの判断を下していた⁴⁾。それゆえ、ミ

に反応することができ、目を見開いてそれらに導かれうることである。」（Mill [29] pp. 268-69, 訳134-35頁）

4) ミルは「宗教の効用」の中で権威を次のように定義しているが、この定義は我々が考察している時期の権威にも妥当する。

「人間の精神に及ぼす権威の強大な影響力を考察しよう。私がこれから話すのは、無意識の影響力についてである。すなわち、人々の確信、信念、無意識の諸感情に及ぼす影響についてである。権威とは、大部分の人々が、自分自身の諸感覚で認識した事実を除いて、知っていると言われているあらゆることを信じる際の根拠である。権威は、最も賢明な人々でさえ、彼等が個人的にその証拠を吟味してこなかった科学の全ての真理、あるいは歴史ないし生に関する事実を受け入れる際の根拠である。いかなる見解の問題においてであれ、圧倒的の大多

ルのリベラリズム批判はけっして一過性のもものではなかったのである。そうであれば、成熟期の思想を考える場合も、個人的自由がその重要な位置を占めていることはいうまでもないことなのだが、しかし、権威の必要性が堅持されていた意味が視野の外におかれてしまっただけでは、個人的自由が中核におかれた意味も取り違えることにならざるをえないのである。

以上の点をふまえて、本論文では、ミルは何故リベラリズムに対して激しい攻撃を加えるに至ったのかを、社会再生における権威の必要性を明確に自覚した時期から商業社会の自然的傾向として多数者の専制の危険を自覚する前までの言論（1829年頃～1835年頃）を中心に検討することで、成熟期の思想に流れ込む社会認識の一端を明らかにしたい。

Ⅱ 「過渡期」としての現代認識と貴族支配体制批判

Ⅱ-1 貴族支配体制と道徳的腐敗

ミルは、いわゆる「精神の危機」を挟んで一貫して現存の国制を貴族支配体制として批判していたのだが、我々が対象とする時期の批判には次の二つの特徴が見出される。すなわち、第一の特徴は、貴族支配体制が道徳的腐敗の元凶であることを自覚的に強調していることであり、第二は、その体制が権威再生の障害となっているという見地に立脚して批判を展開していることである。まず第一の特徴から検討しよう。

サン・シモニアンの一人名であるギュスタヴ・デシュタルに宛てた1829年5月15日付の書簡で、ミルは、イギリスの経済発展を高く評価するデシュタルに対して、この発展が「あらゆることを蓄積の犠牲にしようとする気質と、その気質に伴った他のことには目もくれないあの利己主義 (selfishness)」というイギリスの最悪の国民性と密接に結びついていることに注意を払うべきだと忠告して

数の人間に対して、人々の一般的な合意は極めて強力に作用する。彼等にとってそのように公認されたものはいかなるものであれ、人々の一般的意見から反対される場合自分の諸感覚による証拠にすら与えないほどの完全な確信をもって、それを信じるのである。したがって、宗教に基礎づけられていようとなかろうと、生と義務のいかなる規則であれ、それが一般的な合意を顕著に与えられている場合は、その規則は、あらゆる個人の信念に対して強力な支配力を勝ち得るのであり、その強さは、たとえ彼が自らの知性の固有の力によってそれに到達したとしても得られるものではないのである。」(Mill [34] p. 407)

いる。

その際ミルは、利己的な性格の主要な原因が「富によって動かされている」貴族支配体制にあることを強調している。その体制こそが、富と名誉との悪しき観念連合を生み出すことで、人々の野心の対象を知的道徳的徳性ではなく富に向けさせているのであり、その結果「商業精神 (commercial spirit)」を蔓延らせ、なりふり構わぬ富の追求を人々の「生の主要な目的」にしてしまった。そこでは「共感と利益の感情が自分自身や家族を超えて作用することは不可能」となり「道徳的な無感覚」が生み出されている。イギリス人の最良の部分でさえ「出世」に関係しないことには関心を示さないし、「中間階級は彼等の上長者を真似るというただ一つの生の目的しかもっていない」状態に陥っているとミルは慨嘆している (Mill [31] pp. 31-33)。

このようにミルは、富を権力の唯一の源泉とする貴族支配体制が、富だけを人々の野心の対象とする悪しき観念連合と習慣を生み出すことによって、人々の知性と道徳を墮落させていることを強調する。現存の国制はひとまずこの点から打破されるべき対象として自覚的に位置づけられている。1830年2月9日付デシュタル宛書簡はこの点を明確に指摘している。

「現在、改善に敵対し、民衆の知性と道徳を墮落させ野獣化させている、しかも政治権力の保持が授けるあらゆる優越を単なる富に与えることによって多数者——彼等は権威にしたがって信じなければならないし、信じます——の信頼を集めることができる精神的権力 (pouvoir spiritual) の成長を妨げているような、わが国の社会諸制度や政策を変更するように努めなければなりません。」 (Mill [31] p. 48)

II-2 権威再生の障害としての貴族支配体制

ところで、上の引用が明示しているように、この時期の貴族支配体制に対する批判の第二の特徴は、その腐敗した体制が権威の再生を妨害しているとの見地からなされていることである。この論点は、1831年に公表された論文「時代の精神」の中で明確に展開されている。

トマス・カーライルに新しい神秘主義者の出現を直感させた「時代の精神」は、現代を「古い制度や古い教説を脱したが、まだ新しい制度や教説を獲得し

ていない」(Mill [10] p. 230, 訳49頁)「過渡期」(an age of transition)と規定した上で、「祖先の叡智」を標榜し古い権威や制度にしがみつこうとする保守派と、「知性の前進」を標榜し旧体制を破壊すれば社会が再生されると考える進歩派の両面批判を展開し、社会再生のためには両者の主張に含まれている半真理を総合しなければならないことを主張した論文である。とりわけ、社会の安定条件として民衆の信従しうる権威の必要性を論じるとともに、そのような権威を喪失している過渡期の克服の前提条件として貴族支配体制の打倒を位置づけ直そうという意図をもっている。

歴史を組織期と批判期との交替として描くサン・シモニアン¹の歴史観の影響を受けて執筆された「時代の精神」の中で、ミルは社会を自然状態と過渡的状态とに区分する。社会の自然状態とは「世俗権力と道徳的影響力とが、社会の現状が提供しうる最適な人々によって、つねにしかも議論の余地なく行使されている」(Mill [10] p. 252, 訳66頁)状態であるのに対して、過渡的状态とはその最適性が失われている状態である。それでは、なぜ現代は政治的および道徳的権威の信頼が失墜した過渡的状态に陥っているのでしょうか。ミルの主張を辿ってみよう。

ミルによれば、中世は自然状態にあった。戦乱と無秩序による所有の不安定は、世俗権力を掌握していた土地貴族を「努力なしに報われる人々の立場」ではなく「獲物を確実に自分のものにするのに必要なすべての努力をするように刺激されている人々の立場」においた。この立場は否応なしに、統治者に相応しい「強固な意志と活力ある活動的な精神から生ずる全ての徳性」を彼等に身につけさせることになった(Mill [10] p. 279, 訳76-77頁)。他方、道徳的影響力は、唯一の読書階級かつ古代思想の保管者として、さらに人格高潔であることによって、叡智と徳性を独占していたカトリックの聖職者が確保していた。彼等は「人類の荒れ狂う情念に響をつけるという使命と、彼等に目前の誘惑に優越する遠い目的に価値をおくことや、肉体的な感覚よりも精神的な感情からなる満足を重んじることを教えるという使命」を果たしていた(Mill [10] pp. 305-06, 訳91-92頁)。ここで注目すべきことは、カトリックの聖職者の道徳的な権威が、民衆に利己的な情念を抑制させるとともに、高貴な快楽を重んじることを教えたとの指摘である。「カトリックの聖職者の支配力は……たとえヨーロッパの現在の文明にとって不可欠な条件ではなかったとしても、強力な原因であった

ことを疑うことができない」（Mill [10] pp. 305-06, 訳91-92頁）と言明し、聖職者が果たした積極的な歴史的意義を承認する言説は、ベンサム主義の伝道時代のミルの著作には見出すことができない。

ともあれ、ミルによれば、中世は、「世俗権力だけではなく、道徳的影響力もまた、最も有能な人々によって議論の余地なく行使されていて、当時は社会の自然状態の諸条件が十分に実現されていた」（Mill [10] p. 306, 訳92頁）。このような自然状態では「民衆は、時には不幸でしたがって不満を持つことがあるとはいえ、その下で生活している法律や制度につねに黙従し、それらの制度に反抗することによってではなく、それらを通じて救済を求める。個人の野心が上昇を求めて奮闘するのは、法律が承認し許容する通路においてのみである」（Mill [10] p. 252, 訳66頁）。このように、社会の自然状態においては、民衆は道徳的および政治的権威に自発的に黙従していたのであり、自らの行動を権威が示す法規範と義務の体系に服従させていた。それゆえ社会は安定的であった。

しかし、文明の進歩はカトリックの教義を超えて人間の理解力を発展させ、その教義はむしろ進歩を阻止する作用を果たすに至った。影響力を喪失した教会は、世俗権力と緊密に結びつくことで自らの存続をはかった⁵⁾。こうしてイングランドでは国教会の道徳的影響力が、ジェントリーと貨幣利益階級という「富裕階級の手に移ったのであり、世俗権力と結合するに至った」。彼等の影響下で名誉革命以降イギリスの国制などについて公認の教義が形成され自然状態が続いた（Mill [10] p. 314, 訳96頁）。

しかし、民衆はその理解力の成長と広範な行動の自由の享受とによって、自己統治能力を身につけてきた（Mill [10] p. 314, 訳96-97頁）。対照的に上流階級は、文明化に伴う所有の安全、すなわち「確実な怠惰を誘う所有 (secure and lazy possession)」（Mill [10] p. 279, 訳77頁）を享受するにつれて、無気力になり活動的な才能を衰退させた。なるほど文明の進歩は彼等の人間らしさと洗練さとを増加させたが、「知性の活力と意志の強さとを衰えさせ」（Mill [10] p. 315, 訳97-98頁）、統治者としての資質と道徳的影響力を喪失させてしまった。こうして、

5) カトリックの位階制に対するミルの評価は次の引用も参照。

「カトリックの位階制は、かつては世俗の専制政に対する実質的かつ唯一現存する障害物であり統制手段であったのにもかかわらず、不信がつのるのに対抗し自らの地歩を守るために、世俗の専制政と緊密に結びつかざるをえなくなってしまった。」（Mill [17] pp. 211-12, 訳260-1頁）

すでに指摘した道徳的腐敗が蔓延している過渡期に陥ることになった。したがって、道徳的権威を確立するためには、貴族による世俗権力を打倒しなければならないとミルは展望するに至ったのである⁶⁾。

「その国の最も有徳なしかも最も教育のある人々が残りの人々の意見と感情に対する支配力を獲得する前に、彼等〔貴族〕から世俗権力の独占を剥奪しなければならない。そうすることによって初めてイギリスは過渡期のこの危機から脱出して、再び社会の自然状態に入ることができるのである。」(Mill [10] pp. 315-16, 訳98-99頁)

II-3 貴族支配体制批判におけるミル父子

以上のようにこの時期のジョン・ミルは、富を権力の唯一の源泉としている貴族支配体制に対して、それが、過剰な商業精神と過度の生産偏重を生み、人々の知的道徳的な退廃という「文明の現状において多大な危険のある唯一重大な社会的害悪」を現出させているとともに、その害悪を払拭すべき権威の再生を妨害しているとして激しい批判を加えた (Mill [31] pp. 35-37, 訳322-25頁も参照)。

ところで、このような道徳的改善を目的とした政治改革論は、民衆の物質的改善を目指したベンサムやジェイムズ・ミルの改革論とは対照的であり、ジョンが彼等の思想から脱却したことを示しているとの解釈がなされてきた (Macpherson [2] chap. II-III参照)。しかもその独自性は、ジョンが、ベンサムやジェイムズが立脚していたといわれている快樂主義的人間観、すなわち快樂と

6) 人々の野心を富に向けさせる政治制度が存続するかぎり、真の知識に根ざした道徳的権威が形成されないとミルが展望していたことについては次のデシュタル宛29年11月7日付の書簡の一節を参照。

「このような状態〔民衆の権威への信徒〕が獲得されうる前に、あるいはそれが目指されうる前にすら、社会組織の幾つかの大きな改善がなされることが必要です。とりわけ大きな社会的な邪悪な利益が取り除かれることが必要です。何故ならば、それらが存在している間は、さもなければ教育ある諸階級になるであろう人々が、政治学や道徳における真の知識を獲得する動機を持たず、自然諸科学の研究者ならば免れている偏見に支配されるからです。彼等は他者の無知や偏見の中で商売をやっていくことができます。つまり、彼等は邪悪な利益を持っている諸階級のために執筆して彼等の利己主義と悪意 (selfishness and malevolence) に応えるか、でなければ、庶民に話しかけて、諸制度に対する民衆の十分に根拠のある不満の中に、民衆の知性を教育することも彼等の精神における感情と判断力の正しい習慣を陶冶することもなく、人気を得る十分な材料を見出すかのどちらかです。」(Mill [31] pp. 40-41)

苦痛に受動的に反応するメカニク的な人間観を克服し、非利己的な動機から行為しうる、あるいはそのような行為を自ら主体的に選択しうる能動的な人間観に立脚するに至ったことによると考えられてきた（関口 [44] 第二章参照）。

なるほど、後にふれるように、ジョン自身も、人間を自己利益を合理的に追求する存在と捉えてしまっていることをベンサムの人間観の誤りと断定し、そのような人間観に立脚したベンサムの統治論および倫理学の欠陥を指摘している。さらに『自伝』においても、この時期から政治制度の問題を、歴史相対的に評価すべきことを学ぶとともに（Mill [33] p. 169, 訳145頁）、「物質的な利益の問題というよりも道徳的教育的な問題」と見做すようになり、イギリスの貴族支配体制を「国の道徳を低下させる大きな力」となっているという見地から批判するに至ったと述懐している（Mill [33] pp. 177-79, 訳152-53頁）。

しかし、このようなベンサムやジェイムズ・ミルとの断絶を強調する解釈には、たとえジョン自身の述懐があろうとも、直ちに首肯することはできない。まずなによりも、ジョンが十分に自覚することがなかったにしろ、少なくとも、父ジェイムズは、人々の知性と道徳を墮落させていることを貴族支配体制の最も重大な欠陥として別抉していたのであって、物質的な観点からのみその体制に批判を加えていたわけではなかった。ジェイムズが、「蓄積の自然法則」の作用する商業社会と代議制民衆政とに期待したのは、人々の関心が富の排他的な追求から知的道徳的な徳性の陶冶に向かうとの展望があったからであった（立川 [47] 参照）。このことは、ジェイムズが人間を物質的な快苦に受動的に従う存在と捉えていなかったことを意味する。むしろジェイムズにとって、人間の本性とは、本能的欲望や感覚的快樂の誘惑を抑制し知的道徳的徳性を陶冶しうる性質であった⁷⁾。

さらに、ジェイムズは貴族が歴史的に果たした積極的な意義も認めていたのであって、いつの時代でも貴族は墮落した存在であるという非歴史的な認識をしていたわけではなかった。ジェイムズが育ったスコットランド啓蒙の主要な

7) ジョンが積極的に主張した快樂の質的区別の想源はジェイムズにあったことは次の引用からも明らかであろう。

「嗜好の快樂、知性の行使の快樂、徳性の快樂はしかるべく陶冶されるならば、本能的欲望の誘惑 (the solicitations of appetite) を抑制する力を獲得するのであり、全ての感覚が直接与えることができるよりも幸福のより価値ある要素として重んじられるのである。」(Mill, J. [4] II p. 366)

テーマの一つが、商業の発展とシヴィック的な自由の喪失であったことを想起すれば、所有の安定が貴族の資質を墮落させたというジョンの主張は、むしろジェイムズにとっては何ら新しい知見を含むものではなかったはずである。事実、ジェイムズは「財産の安全な所有とそれがもたらす耽溺の安全」の享受こそ、貴族から「時代の尊敬と服従を引き出すあらゆる資質」(Mill, J. [3] pp. 415-16) を喪失させた主要な要因であると洞察していた。彼は、貴族が文明化の進展の中で自らの徳性を喪失するとともに、知性や徳性や洗練された趣味が社会に広がるのを妨げる障害となったという歴史認識に立脚して貴族を攻撃したのである(立川 [47] 参照)。

なるほど、後に詳述するように、学識者階級の分裂を克服し、意見の一致による「統一された権威」を確立し、彼等の影響力を制度的に確保しなければならぬという思想自体は、直接にはミルがサン・シモニアンやコウルリッジアンから学んだものであったかもしれない⁸⁾。しかしその権威の内実が、知的道徳的な卓越性をそなえた人々による民衆指導力であるならば、そうした指導の下で知的道徳的資質が陶冶される社会こそ父ジェイムズが望んだ社会だったのであり、ジェイムズとジョンを断絶させる解釈が多いにもかかわらず、彼等が理想とする社会は意外と近いのである⁹⁾。

しかし、両者の理想社会の連続性を指摘することは、この時期のジョンの社会認識がジェイムズと同様であったことを意味するものではない。むしろジェイムズの民衆観から大きく乖離する民衆観をジョンは抱き始めていた。すなわち、商業社会における民衆は自分自身の利益についての最良の判断者にはなり

8) ミルは、『自伝』の破棄原稿の中で、この時期、オウギュスト・コントから、神学的、形而上学的、実証的段階と知識が進歩すれば、数学や物理学においてと同様に政治哲学と社会哲学においても「良心の自由とか私的判断の権利」は名目的にすぎないものとなることを学んだと述懐している。ミルによれば、論証や実験によって証明された真理を私的判断の権利を行使して拒否しようとしても「その人は愚か者になる権利以外のいかなる権利も主張していない」ことになる。こうしてミルは「私は常に権威への敬服を精神的隷属と個人の思想の抑圧と同一視してきた」けれども、今や知識人の統一された権威に信従することの賢明さを学んだと述べ、この点で「私のこの思考様式と私がベンサムと父親から学んだそれとの間の隔たりをさらに一層拡大させた」と結論づけている (Mill [30] pp. 615-16, 訳209-10頁)。

9) ジョンの理想が父親ジェイムズのそれに忠実であったという解釈をしているものとしては、Thomas [39] [40] がある。「全体的な主題は、父の著作でも、息子の著作でも同じである。すなわち、理想的統治とは同胞市民を教育し向上させることに真剣に取り組む哲学者たちの統治である、というのがそれである。」(Thomas [40] p. 124, 訳151頁)

えないという新しい認識に到達することで、討論の自由と民衆教育に対してジェイムズと同様の期待を抱くことができなくなった¹⁰⁾。むしろ、ジョンは、民衆に私的判断の権利の行使を勧告するリベラリズムが知的道徳的腐敗を助長してしまうという深刻な判断を下すことになったのである。

Ⅲ リベラリズム批判と実践的折衷主義

Ⅲ-1 リベラリズムによる道徳的腐敗の助長

この時期のミルにとって、リベラリズムの思想的特徴は古い社会を破壊する思想ではあっても、新しい社会を建設するための思想ではないということであった。ミルによれば、リベラリズムは、古い権威が腐敗している過渡期の特徴を一般化して、権威それ自体を否定し、人々に私的判断の行使を勧告する。しかし、それは、民衆に、彼等が共存するために不可欠な共通の法規範と義務の体系を蔑ろにさせることで、彼等をいっそう腐敗させ社会の再生を阻止する結果を招くことになるミルは判断するに至る。

実は伝道時代のミルこそ、このようなりベラリズムに立脚していたのであり、民衆の自己利益認識能力に改革の基盤を見出していたのである。たとえば1823年の演説原稿「知識の有用性」においてミルは改革の展望を次のように語っていた。

「富の増大は、少数者の手に限定されることによって多数者の抑圧のための単なる手段に還元されてしまわないならば、すなわち、もっぱら少数者の享楽のために捧げられるかわりに、社会全体に遍くそして平等に広がるならば、労働

10) この点で、1828年の演説原稿「完成可能性」は、注目に値する。そこでミルは、野心の対象を富に向けさせている貴族支配体制が道徳的腐敗の元凶であることを指摘した上で、その腐敗は「人類の大多数に、学識ではなくて常識——日常的な問題における実際的な判断力を与えるとともに、彼等があることが間違っているとき、それが間違いであることを見抜ぬくことができるような、べてんを軽蔑し、詭弁や詐欺を看破することができるような教育」と「民衆の賛意によって与えられる権力を除いていかなる権力も誰も持ち得ないような一国の政治制度」によって是正されうると展望していた（Mill [9] pp. 430-33, 訳244-49頁）。要するに、少なくともこの演説がなされた段階では、民衆に対する教育と民衆政への転換によって道徳的腐敗が解消されうるという楽観的な展望を抱いていたのであり、ジェイムズの政治改革論を基本的に継承していたのであった。

諸階級に余暇という計り知れない便益を与えることによって、彼等に社交を求め、教育を求めるように強いることになる。労働者は各々正邪を判断する優れた能力をもつようになり、他方では、自分が自分と同様に教育を受けた大勢の人々の絶えざる監視 (constant surveillance) のもとにおかれているのを知るようになるのである。こうして、自然諸科学の改善は、富を増加させ普及させることによって、間接的に道徳を向上させる傾向がある。」(Mill [7] pp. 258-59, 訳88-89頁)

ここでいう富の平等な分配は、穀物法や長子相続法など土地貴族の階級立法の撤廃と労働者の人口制限を伴った市場の自由競争で実現されるはずであった(立川 [45] 参照)。したがって、貴族支配を打倒し商業社会を発展させれば、民衆は、余暇の享受を通じて、主体的に真の自己利益を理解すべく教育を求め、さらに優れた世論のサンクションを強化させて、自分達の道徳的資質を向上させていくと展望することができた¹¹⁾。

しかし、この時期のミルは、もはや民衆への合理的知識の普及による富と徳性の両立を夢見てはいない。ミルは、カトリック教徒解放法の意義について触れた1829年3月11日付デシュタル宛書簡で次のように述べている。

「それ [カトリック教徒解放法] は、文明における一つの時代を形成します。それは、一国の諸制度をその国の優れた人々と調和させる周期的に生じる重大な出来事の一つです。それによって、以前は、思想の中だけに、しかも社会の比較的知的な部分の思想の中だけに存在したものが、その国の法になり、その結果、社会の全体をそれ自体の水準まで引き上げるのです。国民精神における最大の前進は、このように政府によって採用され、その国の諸制度に組み入れ

11) 商業社会の自然的傾向として世論の専制を認めた後も、ミルが世論のサンクションを社会的統合の機能として重視していた点は留意されるべきであろう。とりわけミルは「劣った性質の人々」に対してその必要性を見出している。この点については下の引用を参照。

「個人を全体のために犠牲にすることも、個人のために全体を犠牲にすることもなく、一方で義務に、他方で自由と自発性とに、それぞれ適切な領域を与える全体の善についての広大で賢明な見解に基礎をおいた道徳は、その力を、優れた性質の人々においては、同感と慈愛、そして理想的な卓越性を求める情念から引き出すであろうし、劣った性質の人々においては、彼等の能力の限界まで陶冶された同じ諸感情と、さらに恥辱という付加的な力 (the super-added force of shame) から引き出すであろう。」(Mill [37] pp. 421-22)

られるまでは、指導的な人々、すなわちすでに最も前進している人々だけの前進なのです。つまり、それは、全国民を前進させるのではなく、先進的な地位と後方との距離を広げるのです。過去20年間に我々は大いに進歩してきましたが、それは、我々の中で既に進歩を遂げた人々だけのことで、数百万の人々は、半世紀前と同様に獣のような無知でしかも度し難い偏見を抱いた状態にとどまっています。しかし、この措置は、文明の後衛を前進させるでしょう。すなわち、それは、独力で思考せず、そのために彼等の主人や指導者を変えるまで変化させることができない人々の意見に新しい指示を与えるでしょう。知的な諸階級が政府を導き、政府は愚かな諸階級を導きます。」(Mill [31] pp. 27-28)

ここで描かれている民衆は、「独力で思考」する存在ではなく、指導的な人々の思想が法や制度に体现されるまでは、「獣のような無知でしかも度し難い偏見を抱いた状態」にとどまり続ける存在である¹²⁾。さらに重要なことは、このような民衆の状態は、たとえ民衆を愚昧のままとどめておこうとする貴族支配体制が打倒されたとしても、それだけでは変化しないというミルの認識である。もはや、貴族支配体制の打破だけで民衆が主体的に自己利益を認識する存在になるとは考えられていない。

「民衆は、アリストクラシーと同様に、彼等の意見を正してもらうよりも、認めてもらいたがるのであり、彼等を改善しようと努める人々よりも、彼等の感情と調子を合わせる人々を好むのである。選挙法改正後もそれ以前と同様に、人間を悪徳と弱さをもった現在あるがままのものと見做して、彼等の腐敗した好みを喜ばせるような食べ物を与えることのほうが、彼等の趣味と気質をより

12) 知的道徳的なエリートに導かれないかぎり民衆が主体的に精神的な陶冶を遂げることはないという認識は次の引用にも反映されている。

「プラトンは、哲学者が王に、あるいは王が哲学者になるまでは、人類の運命に大きな改善を期待していない。そのような非現実的な願望に耽ることなしに、我々は、哲学者達とは言わないが、少なくとも誠実な人々と、十分に実践的な才能を思索的な叡智を正しく評価するための最高の能力と結びつけている人々とによって、人々の精神に対する支配力が行使され、その結果自ずと人々の世事に関して最高の指導が行われるように諸制度が作り上げられるまでは、内面の本性の不可欠な修養が多数者においてほとんど行われまいであろうし、したがって、外面的な享受に関してさえもほとんど増加しないであろうと確信している。」(Mill [18] pp. 373-74)

健全な滋養物に適するように陶冶することよりも、容易で金儲けになるであろう。」(Mill [11] pp. 326-27)

上の言明から明らかなように、ミルは、議会改革がなされたとしても、そのような民衆的な制度改革だけでは、民衆は依然として自らの知的道徳的陶冶よりも目先の快楽を追求する存在であり続けると判断した。しかも、そのような民衆は、世論形成に多大な影響を及ぼす文芸 (literature) の性格を墮落させずにはおかない。なるほど識字率の上昇や初歩的な教育の進展は「知性の前進」と称される事態を生み出した。しかし、まさに大量の印刷物が多数の人々によって読まれる「読書の時代」にこそ「趣味と気質をより健全な滋養物に適するように陶冶する」「深遠な思索の結果である書物」は読まれなくなり、「腐敗した好みを喜ばせる」文芸が支配的となる¹³⁾。それゆえ、文芸が市場に委ねられると、良き行為を促進するためのサンクションとなるべき世論がその役割を果たせなくなる。

「ご存知のように、この国の新聞はまったく低落した状態にあります。フランスでは、その国の最良の思想家と作家が定期刊行物に執筆し、世論を指導しています。しかし、我々の日刊紙や週刊誌の作家は最低の三文文士です。と言いますのは、文芸が一つの商売になると、それはあらゆる商売の中で最も不道徳な最も下劣なものになるからです。何故ならば、多くのただの見せかけや偽善、さらに他の人々のさもしい感情に対してより卑屈になることが……その商売をやっていくためには必要ですから。」(Mill [31] pp. 38-39)

このように商業社会における民衆は、自らの判断だけを信頼して意見を取捨

13) 大量の書物が大量の人々によって読まれる「読書の時代」には、どの書物を読むべきか知ることは困難であり、しかも何が起きているのか知りたければ多くを読まなければならない。したがって、「世間はあらゆる質の知的な糧を貪り、もっと飲み込もうとして鵜呑みにしてしまう」。「世間は、あまりに多くを読み、あまりに急いで読むために、注意深く読むことができない」状態にある。しかも「公衆は怠惰な人の状態であって、自分自身の事象に自分の精神を活発に傾ける気になることができない」。こうして「最も賢明に語る人ではなく、最も頻繁に語る人が、彼等に対して影響力を獲得する」とミルは民衆社会の陥穽を別抉する (Mill [16] pp. 53-54)。

選択すれば、「自分のそばにいて、自分自身が引き出したいと願っている結論に好都合な考えに絶えず注意を向けさせるのに最も長けた人の権威の単なる奴隷になる」(Mill [10] pp. 242-44, 訳62-63頁)。それゆえ、ミルは、権威を否定し民衆に私的判断の権利の行使を説くリベラリズムこそ、民衆の知的道徳的腐敗を助長する思想として厳しく批判するに至ったのである。さらにリベラリズムは、民衆がなお抱えている自分よりも優れたものに対する崇敬の念や自らの利己的な情念を抑制する制限に対する尊重の念を揺るがす。次の引用に見られる不信心者に対する批判は、腐敗した権威を否定するだけではなく、権威一般を否定することによって、人々に法と義務についての確信を揺るがせてしまうリベラリズムへの批判でもある。

「私は、キリスト教に対する人類の信仰を失わせたり、弱めたりしようとする不信心者 (infidel) は……彼が時代の要求と傾向とを誤解している……彼の努力の結果はおそらく、人々に何らかの効果的な代替物を与えるという将来の可能性さえもたずに、義務について人々がもっている唯一の確固とした確信と感情を揺るがすことによって、人々を善良にする代わりに一層腐敗させるであろう。」(Mill [31] pp. 84-85)¹⁴⁾

しかし、権威への信従は行動の自由を否定することを意味しない。「嗜好の問題」であるかぎり、「個人的競争は、いやしくもそれが成し遂げるものはなんであれ、普通は最良に成し遂げる。公衆がその卓越さを十分に判断することができるものはすべて、個人の利益による刺激が最も活発なところで最もよく提供されている」(Mill [14] p. 501 ; [21] p. 33, 訳55-56頁)。しかし、人間の幸福にとって不可欠である知的道徳的な陶冶はそのような自由によって尊重されることはない。むしろ、私的判断の権利を行使する民衆が、義務についての確信を与える信仰あるいは伝統や慣習に体现されている権威を信従しなくなれば、利

14) キリスト教に対するこのような態度はベンサム派伝道時代のそれと著しく対照的である。たとえば、1828年の演説原稿「教会論」の段階でも、「人間精神の本性」を「進歩的であること」に求めたミルは、「知的能力の修養」が「二つの偉大な手段、すなわち教育と討論」を通じてなされたために、人々は「絶えずより賢明になってきた」との現状認識を示した上で、「国教の聖職者は人間精神の進歩性に対する敵である」と決めつけ、「私は国教会の敵である」と公言していた (Mill [8] p. 424, 訳291頁)。

己的な本能の赴くままに行動することになってしまう¹⁵⁾¹⁶⁾。民衆の行動の自由が放恣に墮落してしまわないためには、彼等に法と義務の体系を尊重させる権威の存在が不可欠とミルは認識するに至った。自由はこのような権威への信従によって支えられなければならないことを認識できないリベラリズムは、この墮落を促進している思想として厳しく批判されることになったのである。

Ⅲ—2 レッセ・フェール批判と権威の物質的基礎の確保

リベラリズムは、政府の役割を「人間が互いに危害を加えないように強制する」ことだけに限定しようとする。この「レッセ・フェールの精神」は、政府が多く弊害の原因であるという過渡期の特徴を一般化し、政府の役割を交換的正義の遵守だけに限定することに「政治社会の完成」を見出す (Mill [17] pp. 212-13, 訳262-63頁)。しかし、市場の自由な取引によっては道徳的腐敗は解消されえない。

「我々は、政府の抑圧から完全に免れていて、しかも外敵から、また自国の市民の間の暴力や詐欺から、政府によって十分に保護されている国民を考えることができよう。少なくとも制度が保障することができる限りでは、これら全ては保障されるが、しかしなお、肉体的にも精神的にもともに卑しむべき退廃状態にある国民も考えられうるのである。」(Mill [17] p. 213, 訳262頁)

商業社会における民衆が自らの目先の快楽を追求してしまうとともに、文芸

15) 統治の安定における習慣や伝統の重要性についてのミルの認識は次の引用を参照。

「立法者と政治改革者は、民衆自身の継続的で精力的な支えがなければ機能しないものを確立しようとする場合、民衆の古くからの習慣やあるいは少なくとも民衆の永続的で精力的な確信の中に、新しい制度を支えるために獲得できる原理で、しかもそれなしには新しい制度が急速に機能しなくならざるをえない力強い支援を民衆がその制度に与えるように促す原理がなければ、その確立を思いとどまらなければならないということである。……時代の権威を持っていない統治は安定性の要素を大きく欠いている……」(Mill [22] p. 42)

16) ミルは、1834年1月の「フランス・ニュース [85]」において、道徳的確信が存在しないで利己的な行動に抑制がかからない過渡期の危険を次のように述べている。

「(かつて確立した秩序に人々の良心の拠り所を与えた古い信条が時代遅れになってしまっている)ので社会という建物が、道徳的な確信 (moral conviction) のいかなる基礎も全くもたずに、人々の直接的な個人的利益からの単なる本能的な行動によって、機械的に結びついてることを心配している。」(Mill [20] p. 671)

の商業化がそのような傾向を助長すると判断したミルにとって、「あらゆる社会的弊害の主要かつ永続的な源泉」は、知的道徳的改善という利益に対する「無知と修養の欠如」であった。しかも、これらの弊害はいかに巧みな権力牽制システムが存在しても取り除くことはできない。「精神の欲求、より賢明により有徳になろうという欲求は、極めて多くの場合、意識されない」のであり、さらに意識されても「それを満たす最も望ましい手段を隠す特性をもっている」からである（Mill [17] p. 213, 訳263頁）。

それでは、「無知と修養の欠如」は何によって取り除かれるのか。ミルによれば、それはこのような欠如を人々に覚醒させそれを満たす手段を彼等に助成しようとする「教育を受けた陶冶された人々の不断の努力」である。このような努力は市場に委ねることができない（Mill [11] pp. 320-21 も参照）。

「実際、アダム・スミスの理論が想定したように、親たちは、自分達が、熱心に教育の役割の真価を正しく判断しようと努めるか、しかもそのような能力を十分にもっていることを示しているか問うてもよい。事實は、大部分は彼等はその問題についてほとんど考えない、あるいは考えても、彼等は自分達が一般に最も浅薄な術策にすぐに騙され易いということを示すということではないのか。親たちの機嫌をとっておく必要から、教育をより良いものにする代わりにより劣悪なものにすることがあまりにも頻繁にありはしないか。つまり教えることの真の目的が……たんに教師の安易ばかりではなく、さらに、はったりや弁舌のさわやかさという例の、それに付随する明かな悪徳の犠牲にされていることがあまりにも頻繁にありはしないか。……本当の教育をしようと努める学校教師は……ほとんど確実に失敗することは、経験上明らかではないか尋ねることもできる。我々がなしうることをすべてしてみよ。そうすれば、親たちの水準が高かろうが低かろうが、その水準に合わせて教えることは単なる商人的な学校教師の努力の対象となるであろう。それはちょうど読者の水準に合わせて書くことが商人的な作家の努力の対象であるのと同じである。そして、啓発された個人と啓発された統治が、金銭的な利得以外の動機から、精神的欲望にとってかの善き健全な糧を提供しよう（もっとも、けっして強制的にそれを押しつけるわけではないが）と努力することは、どのような形態にしる、時と所とを問わず不可避である。というのは、単なる商業市場の競争は一般的にこのよう

な糧とははなはだ無縁の代用品しか与えないからである。」(Mill [17] pp. 214-15, 訳264-66頁)

最初の改革議会に対してミルは、国教会や大学の基礎財産の処分問題こそ「議会改革がわが国の公衆に委ねた義務の中の第一のそして最も緊急の義務」であるとして、この問題に対して有益な世論形成をはからなければ「思考する存在という地位を放棄し、環境の単なる力によって動かされることに同意することになる」と警告している。リベラリズムが腐敗の源泉として基礎財産を解体しようとするのに対抗して、ミルは「人間の精神を、人間としての人間の条件、運命、そして義務に相応しいようにする」「精神的修養」という目的のために基礎財産を保持すべきであるという主張を展開する (Mill [17] p. 219, 訳272頁)¹⁷⁾。公衆は、「同国人を導いて優れた徳性、知性、そして社会的なよき存在にすることができる」偉大な人物を養成するための教育の適格な判断者ではありえないのであるから、有閑階級にこうした卓越性を陶冶させる教育は、「一般大衆の目先の快樂に左右されない位置におかれた教育機関を必要とする」(Mill [21] p. 33, 訳55-56頁)。ミルは、サミュエル・テラー・コウルリッジの国民教会論の影響を受け、国民が信託受益者である公共目的の基礎財産を、国家の緊急事態に充てる財源に流用し解体してしまうのではなく、本来の目的である「内なる人間の修養——肉体的な必要物の単なる供給とは区別された道徳的知的幸福 (moral and intellectual well-being)——」のために充用することで (Mill [17] p. 219, 訳272頁)、学識者の統一としての権威の物質的基礎の制度的保障をねらったのである¹⁸⁾。

Ⅲ—3 「批判精神」への批判と実践的折衷主義

17) ミルは、基礎財産を国債の償却などに用いることは「信託の神聖さを蔑ろにする習慣 (a habit of paltering with the sacredness of a trust) を創造してしまう」(Mill [17] p. 221, 訳274頁) 点からも批判する。習慣化している「信託の神聖さ」を維持することが社会再生にとって必要であるとの認識が見られる。この点は注15)参照。

18) 私有財産とは別に国富の一部を国民財産として留保し学識者を維持することが、物質的利益に対して精神的利益を均衡する上で不可欠であるというコウルリッジの考えを、ミルは高く評価するが、同時に国民教会を狭義の国家と均衡させた教会と国家の体制を志向するコウルリッジと、国家の聖化を志向せず学識者を育成するための基本財産を議会の管理下におこうとするミルとの違いにも留意しなければならない。

ミルによれば、腐敗した古い社会を支えていた謬論や偏見からの解放は、民衆の「真の利益を認識する能力」の向上によってではなく（Mill [10] pp. 231-32, 訳51-52頁）、リベラリズムの「批判精神」によって成し遂げられたのである。批判精神に立脚する討論の増大は、あらゆる「確立した意見を問い質し」、その誤謬や偏見を明るみに出す。リベラリズムは破壊の思想である。しかし、それは古い社会を破壊することはできても新しい社会を建設するための思想ではない。批判精神は、自ら認識した半真理に固執し、そこから古い意見を全面的に否定し、古い意見の中に含まれていた別の半真理を認めることができない。それゆえ、批判精神からは、「古い教説が支配的であった時に誇ることができず、むしろ「知的無政府状態」を助長してしまう。ミルが、批判精神に対して、「真理は批判精神以外いかなる敵も持たない」（Mill [31] pp. 45-46）と極めて厳しい攻撃をしたのはこのためである。

さらに、批判精神はなるほど民衆が抱いている意見に含まれている誤謬や偏見を暴露するが、同時に彼等が抱いている共通の価値規範に対する確信を動揺させ人々を不安定にし腐敗させてしまう。こうして、「人々の意見を変えることは無益であろうし、彼等を不安定にすることはしばしば極めて有害である」（Mill [31] pp. 41-42）と考えるに至ったのである。

「民衆の大部分、すなわち無教育な人々が、現在自然諸科学でそうしているように、道徳や政治学においても教育のある人々の権威に対して同様の敬服と服従の感情を抱く状態……が人間精神の唯一の健全な状態であると確信しております。そして、我々は究極的な目的としてこのような状態に希望を託さなければならぬということを知ることは、18世紀の哲学者達が陥った、さらに、労働諸階級の間知識が普及し、その結果彼等の知性が改善されることが人類の再生のための最高の手段でなければならないと考える全ての人が陥りがちな多くの誤謬から我々を守る傾向を大いにもっております。」（Mill [31] pp. 40-41）

すでに見たように「労働諸階級の間知識が普及し、その結果彼等の知性が改善されることが人類の再生のための最高の手段でなければならない」と考えていたのは伝道時代のミル自身であった。しかし、もはやミルにとって、商業

社会における民衆は、自己利益の最良の判断者ではなかった。彼等は知的道徳的陶冶によってえられる利益よりも目先の快樂を追求する存在であった。さらに、伝道時代に考えていたのとは違って、道徳的および社会的真理は巧妙な反論を許さないような単純な真理ではないということを、おそらくロンドンの討論協会における様々な異質諸思想との議論を通じて、認識せざるをえなくなったのであろう¹⁹⁾。

「人間に関する事柄のあらゆる領域において、たとえいかに明白で単純であっても、もしそれほど高度に陶冶されていない人々が自分自身の力だけで全てのことを判断しようと固執するならば、その証拠が巧妙で奸智に長けた詭弁家が彼等に疑問を抱かせることに成功しないような真理は存在しない。」(Mill [10] pp. 242-44, 訳62-63頁)

民衆は「日々のパンを確保するために時間と努力の大部分を必要とする」ので、「自らの行為を正しく規制するための真理」の根拠を「自らの精神で理解」することができない。真理研究のための余暇を享受しうる階級だけが「哲学的に知ることができる」のであって、民衆は、「自らの見解の大部分を、それらを研究してきた人々の権威に基づいて身につけなければならない」(Mill [10] pp. 241-42, 訳60-61頁)。伝道時代のミルは、富の増大と平等な分配により民衆が真理を知るための余暇を享受しうることを民衆的な改革の根拠にしていた。しかし真理はその程度の余暇では理解しえないとミルは考えるに至った。なるほどその証明が一般大衆にも理解しうる真理はあるが、しかし「いつも不可避免的に頭から信用しなければならない」真理も存在せざるをえない。

「あらゆる人が自らの利益と義務を理解しようとしなければならないということは正しい。しかし、理性自身は、大抵の人々に自分達は最終的には自らの理性そのものの確信を究極的に承認するものとして、なお一層陶冶された人々の

19) 1830年2月9日付のデシュタル宛の手紙でも、「討論としての討論が全く利益を生まなかった」との確信を表明している。ミルは、「論争の激情と勝利の願望」によっては、決して相手に自らの誤りを訂正させたり、他者の議論の中にある真理を受け入れさせることができないことを確信したのである (Mill [31] pp. 45-46)。

権威を拠り所にしなければならないことを教えるであろう。」（Mill [10] p. 244, 訳64頁）

しかし、同時にこの時期のミルは、「民衆は自分達にとって良いものを予見しえないが「自分達にとって良いものを長期にわたって示し続けられると、それを理解することができる」（Mill [17] pp. 217-18, 訳269頁）との認識を示している。それは、次節で見ると、民衆が「自らの利益と義務」に従うのは彼らの理性からではなく、習慣によるのだという人間観を抱くことになかったからであった。したがって、「自らの利益と義務」を長期にわたって示しうる「ある統一した荘重で威厳のある権威の体系」を確立することが社会再生にとって最も重要な課題であるという結論に達したのである²⁰⁾²¹⁾。

20) テンは、この時期のミルが陶冶された人々の「不可抗的な権力」に対して極端な信頼を寄せ、「聖俗の専制主義」に対する懸念を欠落させていたと主張しているが、この主張は必ずしも説得的ではない。むしろ権力濫用に対する危険を熟知しつつも、それ以上に権威の否定と私的判断の行使が生み出す危険がより深刻に認識されることになったと言うべきであろう。この点については次に引用した1831年6月19日に公表された『「エグザミナー」に対するブライトン・ガーディアンへの応答』の一文を参照。

「過渡的な時代においては、人類はまさに自らの指導者が道に迷ってしまっているのを見出すので、知的卓越性の呪文が解けているか、あるいは大いに損なわれているのであり、愚か者が自分自身を指導するのに十分に有能であり、学問も知性も結局たいしたことではないと確信しがちであることを我々は知っている。我々は、学識者が他の全ての権力の所有者と同様に陥りやすい自己崇拜の危険や愚かしさに盲目ではない。しかし、我々は無知の自己心酔をむしろはるかに愚かしく危険であると思うのである。」（Mill [12] p. 330）

21) 関口氏は、「時代の精神」で提示された「エリートの知的認識の一致による一元的とすら言えるような精神的権威」による社会安定の達成の主張は、当時のミルの不安定な精神状態を反映したものであり、したがって不安定な精神状態から脱却して以降のミルの議論と同列に扱うべきではないことを、「時代の精神」の過渡的一時的性格を強調されている（関口 [44] 2章4節参照）。しかし、何を以て「一元的」と言うかはともかくとして、学識者の意見の一致の必要性は「時代の精神」における特異な主張ではなく、社会的共通価値規範に対する確信を人々が持つための必要条件として成熟期のミルの思想に組み込まれたというべきではないか。たとえば、『論理学体系』における次の言明を参照されたい。

「人間本性の最も強い諸性向（純粋に利己的な性向と、利己主義の性質を最も帯びている共感的な性格をもった性向）は明らかにそれ自身人類を一体とするのではなく、分裂させる傾向が——人類を同盟者ではなく競争相手にする傾向がある。したがって、社会的存在が可能なのは、それらの極めて強力な諸性向を規律することによってであって、その規律は彼等を共通の意見の体系に服従させることからなる。この服従の程度は社会的統一の完全性の尺度であり、共通の意見の性質が統一の種類を決定するのである。しかし、人類が彼等の行動のある一群の意見に従わせるためには、これらの意見が存在し、彼等によって信じられなければ

「改善に関する私の希望は、一般大衆の理性に依存するよりも、むしろ邪悪な利益を持っていない全ての思慮深く教育のある人々が、政治哲学と社会哲学の主題についてほとんど意見が一致できて、その統一された権威によって一般大衆を引っ張っていくことが可能なように、政治哲学と社会哲学の方法における改善を達成する可能性に依存するようになった。」(Mill [30] pp. 615-16, 訳209-10頁)

したがって、この時期のミルにとって重要なことは、相手の誤謬を明らかにする批判精神に代わって、それぞれの意見に含まれた半真理を総合し学識者の間での意見の統一を形成していく方法を確立することであった。

「誤謬ではなく半真理こそが人類の改善の障害ですから、自分自身の虚栄心の満足ではなくて、人類の善を追求する人にとって、哲学することと討論することの正しい方法は、前世紀の批判哲学の全く反対物でなければならないように思われます。すなわち、それは人々の誤った意見を攻撃することではなく、新しい葉が去年の枯れ葉を押し退けるように、誤った意見を押し退ける正しい意見を形成できるような知識を人々に与えることにあるべきです。人々の改善の大きな道具は、人々が今までその一面しか見てこなかった真理の他の半分を彼等に与えることです。すなわち、楯の黒い面しか見ていないので、その楯が黒いことを証明するために他者を破滅させ、しかも自分自身も危うくしてきた人々に、その楯の白い面をひっくり返して見せてあげることです。……これが実践的折衷主義 (practical eclecticism) です。」(Mill [31] pp. 41-42)

それゆえ、実践的折衷主義は、半真理に固執している人々に他の半真理が存在することを説得し受容させるための説得の方法であった。と同時に、道徳及び社会についての正しい知識は自然科学と同様の科学知であると考えたミルにとって、それは真理を総合するための科学方法論でもあった。

あの激しいリベラリズム批判を展開したスターリング宛書簡の中で、ミルは

ばならない。したがって、思索的能力の状態、すなわち学識者 (the intellect) によって同意された諸命題の性格が、すでに見たように社会の物質的狀態を決定するのと同様に、道徳的政治的狀態を本質的に決定するのである。」(Mill [28] p. 926, 訳(6)166-67頁)

次のように自らの今後の課題を明確に設定するとともに、自負心を覗かせている。

「私が本当に適している唯一のことは抽象的な真理の研究です。しかも抽象的であればあるほどいいのです。もし私が促進することができる科学があるとするれば、それは科学自体の科学、すなわち研究の——方法の科学だと思えます。……方法の問題に最も光を投げかけられうる人が、その時代の最も進んだ知性と性格をもつ人々とのあの同盟を促進することに最も貢献することでしょう。そしてそれこそ私がいやしくも一般的な目的をもつかぎり文芸あるいは哲学における唯一の明確な目的です。」(Mill [31] pp. 78-79)

同じ手紙の中で彼は、後に「定義と方法」として公表することになる社会科学方法論を書き上げたことを告げている。したがって重要なことは、彼の「定義と方法」は科学方法論であると同時に、まさに「時代の最も進んだ知性と性格をもつ人々とのあの同盟」としての権威を確立し、新しい社会を再生するという実践的で野心的な目的をもっていたということである。そこで展開されている、帰納によって導出された諸前提から演繹された結論を経験によって検証し理論を豊富化してゆく方法こそ、半真理を総合する科学方法論であり社会再生論でもあったのである。

IV ベンサム批判と功利主義の再構築

IV—1 ベンサムの倫理学批判

過渡期における道徳的腐敗という新たな認識を獲得したミルにとって、それまで自分が理解してきた功利主義は重大な欠陥を孕んでいるように思われた。彼はそれをベンサムの人間観に根ざす欠陥として理解するようになった。

「ベンサム氏の人間本性観の支配的な誤りは私には次のことであると思われる。すなわち、人間が、実際彼等を行動させる誘因の中のほんの一部分だけによって影響されていると想定していることであり、しかもその部分について人間が実際にそうであるよりもはるかに冷静で思慮深い計算家であると考えているこ

とである。」(Mill [19] pp. 16-17, 訳185-86頁)

ミルによれば、人間の行動は「熟慮され意識された目的」である「利益」によってのみ決定されるのではなく、「衝動 (impulse)」によっても大きく規定されている。人間が快苦原理にしたがって行動するという事は正しいとしても、その快楽と苦痛は「我々の行為の結果として期待する苦痛と快楽」だけではない。我々の行為を決定する快苦には、「その行為に先行する苦痛ないし快楽」も含まれる。たとえば、我々は処罰に対する恐れや良心の呵責に対する恐怖という結果を熟慮して犯罪を回避するばかりではなく、そのような行為を犯すことを考えること自体に苦痛を感じる。この場合「行為や不作為が目的それ自体になっている」のである。このように人間は、慎慮によってばかりではなく、「熟慮せずに行動を避ける」「衝動」によって行動を決定する (Mill [19] pp. 12-13, 訳178-180頁)。ところが、ベンサムは、人間が「衝動」によって行動することを見落としているために、その倫理学と統治論において致命的な欠陥を内包することになったとミルは理解する。

ミルによれば、道徳的な改善を遂げうる能力は、「人間が有徳になりうることについての確固とした揺るぎない確信をもつこと」に依存している (Mill [19] pp. 15-16, 訳183-84頁)。それにもかかわらず、人間を予想される快苦に従う受動的な存在と捉えるとともに、「人間本性における利己的原理の優位」(Mill [19] p. 14, 訳181-82頁)を不可避としているベンサムの倫理学からは、結局のところ、「あの惨めな利己的な生が自分達の根源的で変更しえない本性に固有なもの」と考える宿命論が生じ、人々を「惨めな利己的な生に無頓着に没頭させる」ことになる (Mill [19] p. 16, 訳184頁)。ミルにとってこのようなベンサムの倫理学は現実の道徳的な退廃にとって無力であるどころか、それを助長してしまう結果をもたらすものであった。

ミルによれば、人間は行為の結果としての快苦に従うのではなく、行為それ自体を目的としうる存在であるから、「愛国心や仁愛の動機が、個人的な利益の通常の誘惑よりも優っており……個人的な利益のあらゆる可能な誘惑よりも優れている恒常的で確固とした行動諸原理」たりうるのである。

「人間本性の構造の中には、このようになることを全人類に禁じているものは

ない。もしそうでなければ、人類は我々の本性が獲得できる幸福の十分の一も享受し得ないであろう。欲求の状態の変化を伴うことなく単なる外的環境の変化を通じて、人間の幸福をかなりの程度増進することは期待できないと、私は考えている。」(Mill [19] p. 15, 訳183頁)

「欲求の状態の変化」を帰結する性格の陶冶をベンサムが問題にしえなかったのは、行為の道德性を行為者や他の人々にもたらす利益によってのみ判断し、「その行為が行為者の道德的性格に及ぼす一般的な影響」を問題としなかったことと密接に関連しているとミルは考える。「結果において行為者自身や他の人々に対して不幸を……産み出すことが証明されえないならば、それらの行為や習慣は完全に正当化される」ベンサムの倫理学においては、そのような行為者に対して「否認や嫌悪を抱くことは、偏見と迷信」とされてしまう (Mill [19] pp. 7-8, 訳172-73頁)。行為の結果生じる快苦の合理的な計算が道德的行為ならば、他者の利益を侵害しないかぎり、いかに社会的な共感を喪失した利己的な性格であろうが非難してはならないという結論が導き出されてしまう。ミルにとって課題は、功利の原理を、正邪の原理としてだけではなく、行為者の道德的性格に及ぼす行為の一般的な影響をも考慮に入れ性格の貴賤を対象としうるように拡張することであった。

「もし生が諸困難を克服する闘争以外のものであったら、……叡智や徳性に対する要求がなく単に手を伸ばして享受する要求しかなかったならば、我々の享受は僅かなものであろう。何故ならば、人間が自らの中に尊ぶことのできるものはもはや存在しないだろうからである。……これらの高い資質がないところには、たとえそれらが与え得るように思われる諸目的が機械装置によってそれらなしに達成することができるとしても、幸福は存在しえないのである。」(Mill [15] pp. 329-30)

こうしてミルは、「最も完全な功利主義」は「何をなすかではなく、何であるかで人間を判断する」のであり「我々のなす仕事において本当に価値がある唯一のことはそれらがなされる精神である」と論じ、功利主義の主要な目的が、物質的な快樂の受動的な享受ではなく、高貴な資質を陶冶する能動的な人間形

成にあることを強調することになった。

IV—4 ベンサム統治論批判

慎慮ばかりではなく衝動によって行動が規定されるということは、人間の行動が合理的な計算ではなく、習慣によって固定化されるということの意味する。ミルによれば、「あらゆる行為は、一定の性向と、精神と心の習慣の存在を前提としている」のであるが、その行為自体が「その行為の起源である精神の状態や性格を固定し永続化する傾向をもっている」(Mill [19] p. 8, 訳173頁)。このような人間観から、ミルはベンサムの統治論を批判する。ミルによれば、ベンサムは、民衆が統治に服従するのは、法的保護の必要性和服従がもたらす共通利益を合理的に認識することによると判断していた。統治は各人の自己利益追求を最大多数の最大幸福に結びつける人為的なサンクションのシステムとして構築されるが、この結合を担保するものは、各人がサンクションの存在を認識し自らの行為から期待しうる快苦を正確に計算して自己利益を追求することであった。

しかし、ミルによれば人々は自らの理性によって自ずと社会的結合を創出するのではない。民衆が互いに対立する直接的利益と情念を妥協させて社会を安定させるのは、そのような利己的な情念を自ずと抑制させる権威への習慣的服従である。

「人類が確立された統治に対して実際に驚くべき黙従を示すのは、単なる習慣と想像力 (*mere habit and imagination*) との結果であり、したがって、ほとんど制度が継続的に存在していることと制度の外観が同一であることに基づいているのであり、たとえ新しい制度がそれ自体望ましくとも、その黙従がその制度に伝承されることは容易になしえないし、歴史的存続の断絶のようなこと——旧体制の終焉と新体制の開始と呼ばれるもの——が生じたときにはその黙従は大きく動揺するということを、彼 [ベンサム] は知らなかったと私は確信している。」(Mill [19] pp. 16–17, 訳185–86頁)

民衆は、「単なる習慣と想像力」の影響力が作用するかぎり、統治に服従し自らの利己的な欲求を抑制しようとする。したがってこの影響力の喪失は、

「足枷をふり解いた奴隷のような民衆」を、すなわち「全ての人々の無制限の欲求が漠然とした期待の中に解き放たれており、渴望しているものを自制した状態で人類を耐えさせている習慣と想像力 (habit and imagination) の影響力のすべて……が無効になっている民衆」(Mill [25] pp. 159-60) を生み出すことになる。この「習慣と想像力」の影響力を生み出す権威をベンサムは見落としているとミルは批判する。

「合法的権威だけが、相対立する利益と期待の無数の妥協を可能にするのであり、合法的権威なしには、いかなる統治も一年も存続できないのであり、一週間でさえその存続は困難を伴うであろう。このような重要な真理について認識していたという痕跡は、ベンサム氏の著作の中にほとんど見いだすことができない。」(Mill [19] p. 17, 訳186頁)

以上のように、ミルは、人間の行動が利益だけではなく衝動によっても規定されていることを強調することで、有徳な行為自体を目的とする性格の陶冶が可能であること、他方、「習慣と想像力」を生み出す権威が社会の安定にとって不可欠であることを説明する。衝動という契機を見落としたベンサムは、人間が一方で道徳的な卓越性を陶冶しうる能動的な存在であること、他方で習慣に引きずられる受動的な存在でもあることを認識しえなかったとミルは結論づけた。しかし、ここでもミルが自ら強調するほど、自分が育った思想から離れていたのかという問題は残る。なるほどジェームズ・ミルは、「計算がないところ、道徳はない」として、行為の結果を計算し、良い結果が優越する行為を実行することを、道徳的な行為であると主張していた (Mill, J. [5] p. 164)。しかし、すでに指摘したように、少なくともジェームズは知的道徳的な卓越性を陶冶しうる能動的な存在として人間を捉えていたのであり、本能的欲望の誘惑を抑制しそれらの陶冶によってえられる快楽を「幸福のより価値ある要素として重んじられる」ことを望んでいた。ただ、ジェームズの場合は、貴族支配体制の下での富と名誉との観念連合が断ち切れ、知的道徳的な徳性と名誉が結びつく体制ができれば、模範原理を通じて人々は主体的に知的道徳的陶冶に関心を向けるであろうという展望があった (立川 [48] 参照)。その意味で政治制度改革になによりも重要な位置づけを与えていた。しかし、ジョンにとって、こ

のような理想は代議制民衆政の確立によって直ちに達成されうるものではなかった。むしろ代議制民衆政は道徳的腐敗を助長する衆愚政へと墮落する危険を孕んでいると認識するに至ったのである。

V 代議制民衆政についての真の理念と偽りの理念

V-1 衆愚政の危険

民衆が自らの利益の最善の判断者ではないとすれば、すなわち「今日ある人を満足させるものが必ずしも明日の彼の利益にとって最善ではない」(Mill [14] p. 501) とすれば、彼等の意志によって代表者が選出される代議制民衆政はもはや最善の統治形態とはいえないのではないか。「知性による統治に代えて単なる数による統治を打ち立てようとする」ことが代議制民衆政の結果になりはしないか。「代議制民衆政をたえず……衆愚政 (mob-government) に陥れる働きをする恐ろしいほど大量の人間の弱さと情念を知る」(Mill [14] p. 504) に至ったミルは、代議制民衆政についても再検討を迫られることになった。

第一次選挙法改正が行われ「イギリスの民衆が自らのエネルギーで自らの問題を処理する人々を指名する能力を獲得した」(Mill [13] p. 488) 状況の中で執筆され論文「誓約論」において、ミルは、衆愚政の危険を回避すべく「民衆代表の真の理念」を提示している²²⁾。

「民衆代表の真の理念は、民衆が自分達自身で統治するというのではなく、民衆が自らの統治者を選択するということである。良き統治においては、公的問題は民衆自身の一致した意見ではなく、民衆が見出しうる最も賢明な人物の一致した意見に委ねられる。民衆の主権は本質的に委任した主権である。統治は多数者の便宜のために少数者によって遂行されなければならない。そして多数者の安全は、彼等に最も信頼されている人々によって、しかもその信頼が続く限りで、統治されることにある。」(Mill [13] p. 489)

22) 「誓約論」は急進派の雑誌『エグザミナー』に掲載されたが、しかし、選挙民は代表者の行動を自らの意志に従わせるべきではないという「誓約論」の主張が、代表者に誓約を課しその行動を選挙民の意志に従わせるべきだとする急進派の立場からすればいかに受け入れ難いものであったかは、論文掲載後この雑誌の予約購読者の減少を招いたことに象徴的に現れている (Mill [31] pp. 112-13 参照)。

ミルによれば、「民衆代表の真の理念」の実現には、究極的な主権を多数者の意志におくことによって権力の濫用が抑止されるばかりではなく、「民衆が叡智と有徳な性向をもっているとして選出した人々が、民衆の意志が誤っているときその意志に負けないだけの十分な権威をもつ」(Mill [14] p. 502) ことが必要である。

「政治において何が正しいかを定める試金石は民衆の意志ではなく、民衆の利益であり、我々の目的は、民衆を強制してではなく、説得して彼等自身の利益のために、彼等自身の意志の直接のそして無制限の行使に若干の制限を負わせることである。」(Mill [14] p. 502)

民衆は、主体的に信託する権威の存在があつて、自らの意志の「直接のそして無制限の行使」を抑止する。しかし、このような抑止が行われるためには、民衆は自分達より賢明な人々が存在することを自覚しなければならないが、民衆政では主権者である民衆が「諂いの対象」となる。

「民衆の精神がより優れた叡智に対する信頼によってぐらつかない状態にとどまっていないところでは……自分自身で判断せよ、あなたは十分に賢明であるという人は、研究と経験から私は話す、そして私はあなた方よりも良く知っているとしか言うことができない人よりも、測り知れない利点をもっている。」(Mill [14] p. 502)

したがって、民衆的代議制という制度が導入されても、ジェイムズが考えたように、直ちに知性と徳性が統治に反映されることにはならない²³⁾。私的判断

23) 民衆的制度それ自体が真の民衆政の保障とはなりえないことについては、次の引用も参照。「民衆政の統治構造自体が、民衆政の誤った概念に従ってではなく、このような精神で理解され運営されることの十分な保障を与えることはできないのである。このことは、民衆自身の良識次第である。もし民衆がある理由で支配者を罷免することができるならば、他の理由でも罷免することができる。かの究極の支配は、それがなければ民衆は良き統治の保証をもちえないのだが、しかしもし民衆が望むならば、それは、彼等自身が統治に干渉し、彼等の立法者を多数者のあらかじめ抱かれた判断を執行するためのたんなる代理人にしてしまう手段にされうる。もし民衆がこのようなことをすれば、彼等は自らの利益を誤認することになり、そのような統治は、大抵の貴族政よりもましだとはいへ、賢明な人々が欲する種類の民

の権利の行使を勧告するリベラリズムが、「知識と熟慮の便宜」を犠牲にし「選ばれた集団による統治」を放棄する代償を払って、民衆政を「民衆全体による統治」を実現することになるからである²⁴⁾。それはまさに「衆愚政」に墮落させることを意味した。しかし、同時にミルは、権威が確立すれば、すなわち「熟達した誠実な働き手」が存在するようになれば、民衆は彼等を選択する能力と意思をもつと楽観的にも考えていたのである (Mill [14] p. 498)²⁵⁾。

V-2 権威と真の代議制民衆政

このような楽観的な展望は、トクヴィルの『アメリカのデモクラシー』を論評した1835年の書評論文にも依然として認めることができる。ミルは、トクヴィルのデモクラシー論を高く評価しながらも、トクヴィルが諸条件の平等という社会学的次元でのデモクラシーの弊害として指摘した「性急で近視眼的な政策」と「世論の専制」とを民衆政に起因する弊害か否かというレベルで捉え、それらを、民衆政一般ではなく、その「偽りの理念」に起因する弊害にすぎないと診断した (Mill [23] p. 71, 訳148頁)。

ミルによれば、「性急で近視眼的な政策」は「権力が職業としての統治の訓練を受けていない人々によって行使されている」統治の弊害であり、「世論の専制的な軛」は、民衆の意志に歯止めがかけられていないところでの弊害にすぎない。それゆえ、「教育のための基本財産を寄付された諸制度」と、「その能力と徳性によって」、さらに「結合によって」「民衆の尊敬を集め」、世論に対する働きかけにおいてほとんど圧倒的」な力を発揮しうる「有閑階級」が存在

衆政ではない。」(Mill [23] pp. 72-73, 訳150頁)

24) ミルにとって、代理 (delegation) が選挙民に対する誓約に従う議員なのに対して、代表 (representation) は誓約に拘束されない議員を意味した。「したがって、代表を代理と取り違えることが、民衆政の唯一の危険」(Mill [23] p. 74, 訳152頁) と1835年までは捉えられていた。

25) もっともミルは、権威の確立していない現状では、以下の理由から議員に誓約を課することが望ましいと考えている。すなわち、第一に、議員に対する歳費支出がなされず、また「かなり裕福な人でさえもつと裕福にならなければ満足できない間は」、「能力のある人々は民衆の代表者になろうとしないのであり、彼等は、貴族の利益に奉仕する傾向がある。第二に、「民衆は一般には手段よりも人間に関してよりよき判断者」であるのであるが、「打破された体制の下で成長した古い習慣がいまだに存在しているために、「人間の適否が誤った基準で判断される」ことである。つまり、ミルは誓約を課することを「選挙民と候補者の両方の歪んだ精神状態の結果を和らげる一時しのぎ」として容認している (Mill [14] pp. 498-99)。

する諸国ではその危険に対する大きな保障が存在している²⁶⁾。

「有閑階級の存在の中に、民衆政が陥りがちなあらゆる不都合に対する重要で有益な矯正手段を見出すのである。イギリスの法律がいかにか修正されようとも、人類の進歩性に対するこのような大きな保障が存在しなくなる時代を予期することはできない。」（Mill [23] pp. 85-86, 訳168-69頁）

したがって、この時期のミルは、「代議制民衆政のあらゆる危険と、その敵に何らかの利益を与えるすべてのこと」は、代議制民衆政についての真の理念と偽りの理念を「混同することによる」（Mill [23] p. 71, 訳149頁）と解釈したのである。トクヴィルは「より劣った諸階級ができるかぎりより優れた諸階級に自分達の問題を指導させないように導いている秘かな本能」が「デモクラシーの本能」であって、民衆は優れた人物を選択する能力も欲求も欠落させていると断定していた。しかし、トクヴィルとは対照的に、この時期のミルは、むしろ民衆は自分達よりも卓越した人物に必ず従う（Mill [23] pp. 73-74, 訳151-52頁）と確信していたのである。

「道徳的政治的知識の重要な論点において教育ある人々の間ではほぼ全員一致に近いものが存在するようになれば、多数者は彼等の権威に敬服するばかりではなく、心から彼等を自分達よりも叡智において優れた人々であり支配するのに最適な人々と認めるであろうことを我々は疑わない。」（Mill [23] pp. 73-74, 訳151-52頁）

そのような権威が存在すれば代議制民衆政が衆愚政治に陥る危険は存在しなくなる。「教育のある諸階級自身の中に意見の一般的な合意のようなものを生み出すほど知識の進歩」が存在しないために、一般大衆が「そのような信頼を

26) 注意しておきたいのは、ミルのいう有閑階級 (leisured class) とは「教養を培ってきた階級 (a class educated for leisure)」であり、「社会進歩のより高貴な道における国民の自然な指導者 (natural leaders)」であって、単なる富裕階級ではない。むしろ「この階級が莫大な収入をもつことは必要でもないし、望ましくもない」と考えられている (Mill [24] pp. 99-100)。莫大な財産が生み出す悪徳を警戒する視点は、なによりも中庸な財産所有者に社会変革の指導者を見出したジェイムズの視点でもあった。

抱いていないということ」こそ社会再生にとって重大な障害であるとミルは確信することになったのである。

VI 結びに代えて

イギリスの教会と国家の体制が根本的な動揺をきたしていた1820年代末から30年代前半において、ジョン・ステュアート・ミルは、代議制民衆政下での商業社会に対する楽観的な展望を喪失した。商業社会における民衆が目前の快楽に耽り知的道徳的改善の利益を評価しえないのであれば、貴族支配体制が打倒されたとしても「拝金の社会における民衆的国制のもつ矛盾」(Mill [31] p. 166)を噴出させるであろう。この認識がミルに楽観的展望を放棄させることになったのである。それまで彼が信じてきたように、民衆は真の自己利益を理解して合理的な行動をとりうる存在ではなかった。それでは、民衆が理性的な行動を採らないにもかかわらず、利己的な欲求を追求する「足枷をふり解いた奴隷のような民衆」に墮落しないのは何故か。それは中世においてカトリックの聖職者が果たしたように、「人類の荒れ狂う情念に轡をつけるという使命と、彼等に目前の誘惑に優越する遠い目的に価値をおくことや、肉体的な感覚よりも精神的な感情からなる満足を重んじることを教えるという使命」を果たす権威が社会に存在するからであると、ミルはサン・シモニアンやコウルリッジアンとの交流を通じて確信するようになった。社会の再生は、討論の自由と教育を通じて民衆の意見に働きかけることによってではなく、学識者の意見の統一による権威を確立することに求められるべきであった。むしろ私的判断の権利を行使させるリベラリズムは、民衆にそれまで信じていた法規範と義務を蔑ろにさせ、道徳を腐敗させるとともに権威の再生を阻止してしまうと認識するようになった。このような新たな認識は、伝道時代にはなかった認識であり、ミルに思想上の不連続を感じさせるものであったであろうし、そのことが自分とベンサムや父ミルとの断絶を強く印象づけることになったといえよう。しかし、同時に両者の間の連続面も指摘されなければならない。ジョンが目指した社会は人々が卑近な快楽に耽るのではなく叡智と徳性を陶冶しようとする社会であるならば、それは父ミルの理想社会でもあったからである。

ところで、社会の再生を学識者の統一に求めたこの時期のミルは、学識者の

間での意見の一致が形成されれば、民衆は自ずとその権威に従うという楽観的な展望をもっていた。彼が統一のための「方法の問題」を自らの「唯一の明確な目的」と措定しえたのはそのためである。トクヴィルの『アメリカのデモクラシー』に対して高い評価を与えた書評を公表した時点でも、このような楽観的な展望を抱いていた。それだからこそ、トクヴィルの指摘したデモクラシーの弊害を、偽りの民衆政の弊害にすぎないものとして深刻に受け止めることはなかったのである。

しかし、ミルはその書評執筆以降アメリカの社会状態についての考察を媒介として、商業社会に対していっそう深刻な認識を抱くに至った。トクヴィルがデモクラシーの弊害として指摘した特徴は、諸条件の平等が進んでいないイギリスにおいても現れる「商業文明」の特徴に他ならないという認識である。

「もし中間階級が商業社会の単なる習慣と本能にゆだねられるならば……「多数者の専制」が存在するようになる。」（Mill [27] p. 200, 訳94-95頁）

このような新たな商業社会認識は、知的道徳的権威が再生されれば民衆は自ずとその権威に従うという展望の放棄を迫るものであった。

「民衆政における民衆が、自然な貴族 (natural aristocracy) [人格的な卓越性を備えた貴族] をどこで見出しうるかを知っている、あるいは自然な貴族によって統治されたがっているということは、当然のことと決めてかかるべき要点ではなく、証明されるべき要点である。」（Mill [26] p. 152）

1835年のトクヴィルに対する書評論文まで、ミルは、民衆が私的判断の権利を行使すると、知的道徳的権威が不在の過渡期においては、「個人の思考の独立の最も放縦な濫用が帰結される」と考えていた。しかし、今やミルは、そのような権威が不在の下で民衆は思想の自由を享受するのではなく、数の権威に自らの思考や行動に従わせ、さらに「有能な人々」の思考や行動をもその権威に従わせようとするのだと考えるに至った。

「思考のこのような習慣と方法 [権威の拒否と私的判断の権利の行使] から、

個人の思考の独立の最も放埒な濫用が帰結されると懸念される人もあろう。しかし事実は反対であることを示している。我々の著者が正しく注目しているように、一般に人間は自らのすべての意見を自分自身で形成することはできない。すなわち、人間が自らの意見を大方引き出してくる権威は理論においては拒否しうるが、実際はつねに存在する。アメリカ人は、古い社会が古来の伝統あるいは聖職者や哲学者のドグマの中に見出した自らの意見よりも上位にある法を、互いの意見の中に見出す。すべての人々が環境においてほとんど平等であり、知性と知識においてもほとんど同様であるので、不本意な敬服を強要する唯一の権威は数の権威である。各人が他のすべての個人と自分が平等であることを知れば知るほど、集団としての大衆に対して自分がますます無意義で無力であることを感じるようになり、世間の意見が間違っていることがありうるとはますます信じられなくなる。トクヴィル氏は「そのような国では、世論に対する信頼が一種の宗教になり、多数者はその予言者になる」と述べている。一般大衆が信じていることも、依然として議論の余地のあるものだという考えは、もはや反対論によって生き生きと保たれない。私的判断の権利は、無能な人々にまで拡大されることによって、有能な人々によって行使されることさえなくなってしまった。さらに、思索は、アリストテレスの無謬性によって線引きされた古い限界の中ではなく、「我々の自由で啓蒙された市民」あるいは「我々の自由で啓蒙された時代」の無謬性によって線引きされた限界の中でしか可能ではなくなる。」(Mill [27] p. 179, 訳52-53頁)

これ以降、ミルは、このより深刻な商業社会認識の下で思想的格闘を迫られることになる。しかし、その過程でも、1830年代前半に獲得した、社会再生における知的道徳的権威の必要性の認識は保持されることになる。むしろ、知的道徳的権威の再生が、多数者の専制という危険の中で改めて困難な課題として受け止められ、追求されていく。個人的自由の擁護は、この追求との関係の中で強力に主張されることになるのである。

(たちかわ・きよし 成城大学教授 経済研究所所員)

【参 考 文 献】

- [1] Hamburger, J., 'Introduction' : in [35] vol. VI.
- [2] Macpherson, C. B., *The Life and Times of Liberal Democracy*, Oxford, 1977. 田口富久治訳『自由民主主義は生き残れるか』岩波新書, 1978年.
- [3] Mill, J., 'Chas, *Sur la Souveraineté*', *Edinburgh Review*, XVII, 34 (Feb. 1811), pp. 409-428.
- [4] Mill, J., *Analysis of The Phenomena of the Human Mind*, 2 vols. 1st ed. 1828 ; 2vols. 2nd ed. 1869 ; rept. New York, 1967.
- [5] Mill, J., *A Fragment on Mackintosh, London*, 1835 : in *The Collected Works of James Mill*, 7 Vols, London, 1992.
- [6] Mill, J. S., 'Free Discussion, Letter I' (Jan. 1823) : in [35] vol. XXII.
- [7] Mill, J. S., 'The Utility of Knowledge' (1823) : in [35] vol. IV. 泉谷周三郎訳「知識の有用性」[43] (1) 所収.
- [8] Mill, J. S., 'The Church' (Feb. 1828) : in [35] vol. XXVI. 柏經學・岩岡中正訳「教会論」[43] (1) 所収.
- [9] Mill, J. S., 'Perfectibility' (May 1828) : in [35] vol. XXVI. 泉谷周三郎訳「完成可能性」[43] (1) 所収.
- [10] Mill, J. S., 'The Sprit of the Age, I-V' (Jan.-May 1831) : in [35] vol. XXII. 山下重一訳「時代の精神」[43] (2) 所収.
- [11] Mill, J. S., 'Attack on Literature' (June 1831) : in [35] vol. XXII.
- [12] Mill, J. S., 'Reply of the Brighton Guardian to the Examiner' (June 1831) : in [35] vol. XXII.
- [13] Mill, J. S., 'Pledges [1]' (July 1832) : in [35] vol. XXIII.
- [14] Mill, J. S., 'Pledges [2]' (July 1832) : in [35] vol. XXIII.
- [15] Mill, J. S., 'On Genius' (Oct. 1832) : in [35] vol. I.
- [16] Mill, J. S., 'Austin's Lectures on Jurisprudence' (Dec. 1832) : in [35] vol. XXI.
- [17] Mill, J. S., 'Corporation and Church Property' (Feb. 1833) : in [35] vol. X. 柏經學・岩岡中正訳「公共財団と教会財産」[43] (2) 所収.
- [18] Mill, J. S., 'Writings of Junius Redivivus [I]' (Apr. 1833) : in [35] vol. I.
- [19] Mill, J. S., 'Remarks on Bentham's Philosophy' (June 1833) : in [35] vol. X. 泉谷周三郎訳「ベンサム哲学」[43] (2) 所収.
- [20] Mill, J. S., 'French News [85]' (Jan. 1834) : in [35] vol. XXIII.
- [21] Mill, J. S., 'Sedgwick's Discourse' (Apr. 1835) : in [35] vol. X. 竹内一誠・永山了平訳「セジウィック論」(抄訳) [43] (3) 所収.
- [22] Mill, J. S., 'Rationale of Representation' (July 1835) : in [35] vol. XVIII.
- [23] Mill, J. S., 'De Tocqueville on Democracy in America [I]' (Oct. 1835) : in [35] vol. XVIII. [43] (3) 所収.
- [24] Mill, J. S., 'State of Society in America' (Jan. 1836) : in [35] vol. XVIII.
- [25] Mill, J. S., 'Carlyle's French Revolution' (July 1837) : in [35] vol. XX.
- [26] Mill, J. S., 'Essays on Government' (Sept. 1840) : in [35] vol. XVIII.
- [27] Mill, J. S., 'De Tocqueville on Democracy in America [III]' (Oct. 1840) : in [35] vol. XVIII. [43] (4) 所収.
- [28] Mill, J. S., *A System of Logic, Ratiocinative and Inductive, being a connected view of the Principles of Evidence and the Methods of Scientific Investigation*, 1st ed. 1843 : in [35] vol. VII-VIII.

- 大関将一訳『論理学体系』(1)–(6) 春秋社, 1950年.
- [29] Mill, J. S., *On Liberty*, 1st ed. 1859 : in [35] vol. XVIII. 塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫, 1971年.
- [30] Mill, J. S., *Rejected Leaves of the Early Draft of the Autobiography* : in [35] vol. I, Appendix G. 山下重一訳『ミル自伝初期草稿』, 1982年所収.
- [31] Mill, J. S., *The Earlier Letters of John Stuart Mill 1812–48* : in [35] vol. XII–III.
- [32] Mill, J. S., *Auguste Comte and Positivism*, 1st ed. 1865 : in [35] vol. X. 村井久二訳『コントと実証主義』木鐸社, 1978年.
- [33] Mill, J. S., *Autobiography*, 1873 : in [35] vol. I. 朱牟田夏雄訳『ミル自伝』岩波文庫, 1960年.
- [34] Mill, J. S., 'Utility of Religion' in *Three Essays on Religion*, 1874 : in [35] vol. X.
- [35] Mill, J. S., *Collected Works of John Stuart Mill*, ed. by F. E. L. Priestley, J. M. Robson and others, 33vols. Toronto, 1963–1991.
- [36] Mueller, I. W., *John Stuart Mill and French Thought*, University of Illinois Press, 1956.
- [37] Semmel, B., *John Stuart Mill and the Pursuit of Virtue*, Yale U., 1984.
- [38] Ten, C. L., *Mill on Liberty*, Clarendon Press, 1980.
- [39] Thomas, W., *The Philosophic Radicals : Nine Studies in Theory and Practice 1817–1841*, Oxford, 1979.
- [40] Thomas, W., *Mill*, Oxford, 1985. 安川隆司・杉山忠平訳『J. S. ミル』雄松堂出版, 1987年.
- [41] 金子勝「産業革命期における教区制度の動揺——イギリス近代国家の世俗化と統治原理の転換——」『社会科学研究』第35巻第6号, 1984年.
- [42] 小泉仰『J. S. ミル』研究社出版, 1997年.
- [43] 杉原四郎・山下重一編『J. S. ミル初期著作集』(1)–(4) お茶の水書房, 1979–97年.
- [44] 関口正司『自由と陶冶 J. S. ミルとマス・デモクラシー』みすず書房, 1989年.
- [45] 立川潔「初期 J. S. ミルの統治改革論と政治経済学」『三田学会雑誌』第83巻特別号-I, 1985年.
- [46] 立川潔「『過渡期』の J. S. ミル——商業社会における道徳的腐敗と実践的折衷主義——」『北海学園大学経済論集』第38巻第3号, 1991年.
- [47] 立川潔「ジェイムズ・ミルにおける中間階級と議会改革——余暇と陶冶——」『成城大学経済研究』第133号, 1996年.
- [48] 立川潔「ジェイムズ・ミルにおける中庸な財産と陶冶」『成城大学経済研究』第134号, 1996年.

なお、本文注において、James Mill の文献は Mill, J. [] で示し、J. S. Mill の文献と区別した。

J. S. ミルのリベラリズム批判

(研究報告 No. 16)

平成10年3月20日 印刷

平成10年3月25日 発行

非売品

著者 立 川 潔

発行所 成城大学経済研究所

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20

電話 03 (3482) 1181 番

印刷所 白陽舎印刷工業株式会社
